

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年  
(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、平  
成30年(ワ)第878号、令和3年(ワ)第3509号 大飯原子力発電所運転  
差止等請求事件

原 告 竹本修三 ほか3465名

被 告 国 ほか1名

### 第5準備書面

令和5年3月2日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告国訴訟代理人 熊谷明彦 代 

被告国指定代理人 布目武 代 

田中浩司 代 

澤口舜 代 

窪田公樹 代 

市川正志 代 

浅野優介 代 

田中宏 代 

岩本尋子 代 

坂 元 幸 斗	
平 野 大 輔	
鶴 園 孝 夫	
大 浅 田 薫	
高 橋 潤	
大 竹 史 惠	
和 田 香保 里	
栗 田 旭	
大 城 朝 久	
仲 村 淳 一	
後 藤 勇 人	
藤 田 悟 郎	
上 村 香 織	
井 藤 志 譲	
吉 田 国 志	
田 上 雅 彦	
小 林 源 裕	
熊 谷 和 宣	

湯山桃子 田代  
村田太一 田代  
村川正徳 田代  
假屋一成 田代  
吉田彩乃 田代  
西田一樹 田代  
佐々木陽平 田代  
星合健 田代  
安武祐太 田代  
寺川征希 田代  
増田陽洋 田代  
直井雄基 田代  
浅見雄佑 田代  
早川航平 田代  
村橋さくら 田代  
川村真也 田代  
尾崎裕一 田代  
戸塚悠二 田代

中山祐一 田中代

和田樹 田中代

内橋研策 田中代

長見康弘 田中代

北垣悠 田中代

八田明洋 田中代

掃部智史 田中代

平井健司 田中代

第1 はじめに	7
第2 原子力防災対策に係る我が国の法制度	9
1 深層防護の考え方及び原子力発電所の安全規制における深層防護の考え方の適用	9
(1) 深層防護の意義	9
(2) 原子力発電所の安全規制における深層防護の考え方の適用	10
2 我が国の法制度上、原子力防災対策に関する事項等については、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に規定されていること	13
(1) はじめに	13
(2) 第1から第4までの防護階層に係る事項は、改正原子炉等規制法等に基づく原子力事業者等に対する規制により担保されていること	14
(3) 第5の防護階層に係る事項は、主に、国、地方公共団体及び原子力事業者等が災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づくそれぞれの責務を果たすことにより担保することとされていること	15
第3 大飯発電所3号機及び4号機については、福島第一発電所事故を踏まえて強化された新規制基準への適合性が確認されており、災害の防止上十分であることが確認されているのであるから、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招くような重大事故等が発生する具体的危険性があるとはいえず、原告らが主張するような大飯発電所の原子力防災対策の合理性について検討するまでもなく、原告らの本件国家賠償請求には理由がないこと等	24
1 はじめに	24
2 深層防護の考え方における第1から第4までの防護階層に相当する事項、すなわち、大飯発電所3号機及び4号機の新規制基準への適合性が確認されている場合、第5の防護階層である原子力防災対策に対する避難計画等に係る事情のみをもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性を肯定する余地はないこと	26

3 大飯発電所 3号機及び4号機は、福島第一発電所事故を踏まえて強化された新規制基準への適合性が確認されており、災害の防止上十分であることが確認されているのであるから、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招く重大事故等を起こす具体的危険性があるとはいえず、原告らの本件国家賠償請求には理由がないこと	29
(1) 福島第一発電所事故を踏まえた規制の強化等	29
(2) 大飯発電所 3号機及び4号機については、新規制基準への適合性が確認されていること	32
(3) 小括	33
4 大飯地域の緊急時対応は、具体的かつ合理的に策定されていることが確認されているから、原告らが主張する避難計画の有効性や避難の実効性等といった大飯発電所における原子力防災対策に係る事情をもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的な危険性が基礎づけられるものではないこと	34
(1) 大飯地域の緊急時対応は、具体的かつ合理的に策定されていることが確認されていること	34
(2) 小括	36
第4 結語	36

被告国は、本準備書面において、避難計画の有効性や避難の実効可能性等といった大飯発電所における原子力防災対策に係る原告らの主張に対し、必要と認める範囲で反論を行う。

なお、略語等については、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

## 第1 はじめに

1 被告国第1準備書面34及び35ページ、同第3準備書面5ないし9ページ並びに同第4準備書面7及び8ページにおいて述べたとおり、本訴において原告らが主張する被侵害利益は、大飯発電所の存在や運転によって大飯発電所の放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化することへの恐怖感、不安感を抱かずに生活を送る権利ないし利益であると解されるが、これは、原子力発電所の一般的、潜在的危険性を前提とした抽象的な恐怖感、不安感から解放されたいというにとどまるものである。原告らが恐怖感、不安感を抱くような被告国の行為があったとして、これが法律上保護された利益に対する侵害行為として評価されるためには、少なくとも、被告国の行為によって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的な危険が生じており、原告らが抱いた恐怖感、不安感が同危険に対するものであることが必要であるというべきである。そして、本件においてこのような具体的な危険が生じているというためには、その前提として、少なくとも、大飯発電所の具体的危険性、具体的には、深層防護の考え方における第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を

伴う重大事故等<sup>\*1</sup>が発生する具体的危険性が認められることが必要というべきである。

2 この点、原告らが、本件において、避難計画の有効性や避難の実効可能性等といった大飯発電所における原子力防災対策には問題があると主張していることからすれば（2020年〔令和2年〕12月3日付け原告第73準備書面、2021年〔令和3年〕5月18日付け原告第81準備書面等）、原告らは、それらの問題により、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性が生じている旨主張するものとも解される。

しかし、大飯発電所3号機及び4号機については、福島第一発電所事故を踏まえて強化された新規制基準への適合性が確認されており、災害の防止上十分であることが確認されているのであるから、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招くような重大事故等が発生する具体的危険性があるとはいえない。したがって、原告らが主張するような大飯発電所の原子力防災対策の合理性について検討するまでもなく、原告らの国家賠償請求に理由がないことは明らかである。

また、原子力災害に関する避難計画等については、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法において、国が示す防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、都道府県、市町村等が策定することとされており、大飯地域の緊急時対応は、具体的かつ合理的に策定されていることが確認されている。そ

---

\*1 「重大事故」とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷を指し（原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則4条）、この重大事故と同事故に至るおそれがある事故（ただし、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）を併せて重大事故等という（設置許可基準規則2条2項11号）。

すると、原告らが主張する大飯発電所における原子力防災対策に係る事情をもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性が基礎づけられるものではない。

3 以下では、まず、原子力防災対策に係る我が国の法制度について概説した上で（後記第2）、大飯発電所3号機及び4号機については、福島第一発電所事故を踏まえて強化された新規制基準への適合性が確認されており、災害の防止上十分であることが確認されているのであるから、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招くような重大事故等が発生する具体的危険性があるとはいはず、大飯発電所の原子力防災対策の合理性について検討するまでもなく、原告らの国家賠償請求には理由がないこと、また、原告らが主張する大飯発電所における原子力防災対策に係る事情をもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性が基礎づけられるものではないことを明らかにする（後記第3）。

## 第2 原子力防災対策に係る我が国の法制度

### 1 深層防護の考え方及び原子力発電所の安全規制における深層防護の考え方の適用

#### (1) 深層防護の意義

原子力防災対策に係る我が国の法制度は、深層防護の考え方を踏まえたものであるため、まず、深層防護の意義について述べる。

深層防護とは、一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル、防護階層）を用意して、あるレベルの防護に失敗したら次のレベルで防護するというものであり、その際、前の防護レベルを否定する考え方（すなわち、前の防護レベルが万一機能しないとした場合を仮定する考え方）に基づいて防護策を多段階に配置し、各防護レベルが適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を発揮することと

する考え方である。

このような深層防護の考え方の基礎には「前段否定・後段否定」という考え方がある。これは、前記のとおり、深層防護は、あるレベルの防護に失敗したら次のレベルで防護することとなり、その際、各々の防護階層における対策については、各防護階層が適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を発揮することで、各段階でそれぞれ充実した十分な対策が講じられるようになるものであるが、その効果を担保するため、予防的な観点から、あえて、それぞれの防護を各々独立した対策と捉え、前段階の防護は奏功せず、後続の段階の防護には期待できないという前提の下、対策を講じることとする考え方である。

## (2) 原子力発電所の安全規制における深層防護の考え方の適用

ア 原子炉を含む原子力の利用においては、炉心に大量の放射性物質を内蔵しているため、人と環境に対して大きなリスク源が内在し、かつ、どのようなリスクが顕在化するかの不確かさも大きいという点で、化学プラントや航空機などと同様の特徴がある。そこで、原子力発電所の安全規制については、不確かさに対処しつつリスクの顕在化を徹底的に防ぐため、従前から深層防護の考え方を適用することが有効とされており、これは国際原子力機関（I A E A）においても採用してきた。

例えば、I A E Aの安全基準である「原子力発電所の安全：設計 個別安全要件 S S R - 2 / 1 (R e v . 1) <sup>\*2</sup>」（以下「原子力発電所の安全：設計」という。乙第85号証）においては、「原子力発電所において

---

\*2 S S R - 2 / 1 (R e v . 1) とは、国際原子力機関（I A E A）が平成24年に作成した「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. SSR-2/1（邦訳：原子力発電所の安全：設計）」の改訂版（乙第85号証）である。

事故を防止し、かつ、発生時の事故の影響を緩和する主要な手段は、深層防護の考え方を適用することである」とされ、この「深層防護は、それらが機能し損なったときにはじめて、人又は環境に対する有害な影響が引き起こされ得るような、多数の連続しかつ独立した防護レベルの組み合わせによって主に実現される」とされている。そして、「ひとつの防護のレベル又は障壁が万一機能し損なっても、次のレベル又は障壁が機能する。異なる防護レベルの独立した有効性が、深層防護の不可欠な要素である。」とされている。（以上につき、乙第85号証18及び19ページ）

イ 前記アの「原子力発電所の安全：設計」によれば、深層防護は、一般に五つの異なる防護階層により構築される（乙第85号証19ないし21ページ）。

具体的には、第1の防護階層は、「通常運転からの逸脱と安全上重要な機器等の故障を防止すること」を目的として、「品質管理及び適切で実証された工学的手法に従って、発電所が健全でかつ保守的に立地、設計、建設、保守及び運転されるという要件を導き出す」というものである（同号証19ページ）。

第2の防護階層は、「発電所で運転時に予期される事象<sup>\*3</sup>が事故状態に拡大するのを防止するために、通常運転状態からの逸脱を検知し管理すること」を目的として、「設計で特定の系統と仕組みを備えること、それら

---

\*3 設計上考慮することが適切な、原子炉施設の運転寿命までの間に、少なくとも一度は発生することが予想される、通常の運転状態から逸脱した操作手順が発生する事象。この事象は、安全上重要な機器に重大な損傷を引き起こしたり、事故に至るおそれがないものをいう。例えば、出力運転中の制御棒の異常な引き抜きや、外部電源の喪失などが考えられる。設置許可基準規則では「運転時の異常な過渡変化」と定義されている（同規則2条2項3号）。

の有効性を安全解析により確認すること、さらにそのような起因事象を防止するか、さもなければその影響を最小に留め、その発電所を安全な状態に戻す運転手順の確立を必要とする」というものである（同号証20ページ）。

第3の防護階層は、「非常に可能性が低いことではあるが、ある予期される運転時の事象又は想定起因事象が拡大して前段の階層で制御できないこと、また、事故<sup>\*4</sup>に進展しうるかもしれないことが想定され」、「そうした事故が生じるものと仮定」して、その場合においても「原子炉の炉心への損傷の防止又は所外防護措置<sup>\*5</sup>を必要とする放射能放出の防止及び発電所を安全な状態に戻すことができる」というものである（同ページ）。

第4の防護階層は、「第3の防護階層が失敗した結果の事故の影響を緩和すること」を目的として、「重大事故の場合の安全目的は、適用する時間の長さと場所が限定され、また、所外の汚染が避けられるか又は最小化される防護措置のみが必要とされ」、「早期の放射性物質の放出又は大量

---

\*4 IAEAによれば、運転上の過誤、装置の故障及びその他の災難を含む、故意でないあらゆる事象であって、その影響又は潜在的な影響が防護及び安全の見地から無視できないものとされている。設置許可基準規則では、発生頻度が運転時の異常な過渡変化（脚注3参照）より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものを、「設計基準事故」と定義している（同規則2条2項4号）。

\*5 所外防護措置とは、原子力発電所所外における防護措置のことをいう。

の放射性物質の放出<sup>\*6</sup>に結びつく事象シーケンスは『実質的に排除』されることを要求される」というものである（同号証20及び21ページ）。

第5の防護階層は、「事故に起因して発生しうる放射性物質の放出による放射線の影響を緩和すること」を目的として、「十分な装備を備えた緊急時対応施設の整備と、所内と所外の緊急事態の対応に対する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要である」というものである（同号証21ページ）。

このように、「原子力発電所の安全：設計」によれば、深層防護は、一般に五つの異なる防護階層により構築されるものである。

そして、本件で問題となっている原子力発電所の周辺住民の避難計画に関する事項等といった原子力防災対策は、「所外の緊急事態の対応に対する緊急時計画と緊急時手順の整備」に含まれるものとして、深層防護の考え方における第5の防護階層に位置づけられる。

## 2 我が国の法制度上、原子力防災対策に関する事項等については、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に規定されていること

### (1) はじめに

前記1(2)のとおり、IAEAが示す深層防護は、五つの異なる防護階層により構築されるものであるところ、我が国の法制度においては、第1から第4までの防護階層に関する事項については、改正原子炉等規制法等に基づく原子力事業者等に対する規制を通じて担保し、他方、第5の防護階層に関

---

\*6 「早期の放射性物質の放出」とは、発生すれば、所外の防御措置は必要であるが所定の時間では全く効果が現れそうにない放射性物質の放出をいい、「大量の放射性物質の放出」とは、適用する時間の長さと場所が限定された所外の防護措置では人及び環境を防護するには十分でない放射性物質の放出をいう。

する事項については、主に、「災害」の一形態としての「原子力災害」に対し、国、地方公共団体及び原子力事業者等が、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づくそれぞれの責務を果たすことにより担保することとされている。以下では、これらの法制度の概要について詳述する。

なお、IAEAの安全基準である前記「原子力発電所の安全：設計」は、「深層防護は、それらが機能し損なったときにはじめて、人又は環境に対する有害な影響が引き起こされ得るような、多数の連続しかつ独立した防護レベルの組み合わせによって主に実現される」（乙第85号証19ページ）としているにとどまり、必ずしも第1から第5までの防護階層に係る全ての防護を設置許可基準規則等によって原子力事業者に対する規制として定めることを求めていないものではない。また、IAEAの安全基準である「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」（GSR Part 7）（乙第86号証）においても、政府は、規定を設け、原子力又は放射線源による緊急事態に対する準備と対応に関する役割と責任を明示し、割り当てるなどを確実なものとしなければならないとしているにとどまり、避難計画に関する事項を含む緊急事態に対する準備と対応について原子力事業者等に対する規制として定めることは求められていない。（以上につき、乙第87号証67ページ参照）

(2) 第1から第4までの防護階層に係る事項は、改正原子炉等規制法等に基づく原子力事業者等に対する規制により担保されていること

改正原子炉等規制法は、原子力基本法の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業

並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的としている（改正原子炉等規制法 1 条）。

そして、改正原子炉等規制法は、原子炉設置（変更）許可の要件として、同法 43 条の 3 の 6 第 1 項 1 号ないし 3 号に規定する各要件のほか、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること（同項 4 号）を求めているところ、同項 4 号の委任を受けて原子力規制委員会が策定した設置許可基準規則は、深層防護の考え方を踏まえ、設計基準対象施設に関する規定（同規則第 2 章）と重大事故等対処施設に関する規定（同規則第 3 章）を明確に区別している。これを IAEA の安全基準との関係で整理すれば、おおむね、同規則第 2 章は「設計基準対象施設」として第 1 から第 3 までの防護階層に相当する事項を、同規則第 3 章は「重大事故等対処施設」として主に第 4 の防護階層に相当する事項をそれぞれ規定していると整理されるととなる。（以上につき、乙第 87 号証 66 ページ）

このように、我が国の法体系上、第 1 から第 4 までの防護階層に関する事項については、改正原子炉等規制法等に基づく原子力事業者等に対する規制を通じて担保する仕組みが採用されている。

(3) 第 5 の防護階層に係る事項は、主に、国、地方公共団体及び原子力事業者等が災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づくそれぞれの責務を果たすことにより担保することとされていること

前記(2)のとおり、深層防護の考え方における、第 1 から第 4 までの防護

階層に関する事項は、改正原子炉等規制法等に基づく原子力事業者等に対する規制により担保されている一方、第5の防護階層に関する事項は、主に、国、地方公共団体及び原子力事業者等が災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づくそれぞれの責務を果たすことにより担保することとされている。

以下では、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく国、地方公共団体及び原子力事業者等の責務について詳述する。

#### **ア 災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法の定め**

##### **(ア) 災害対策基本法の定め**

災害対策基本法は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律である（同法1条）。

同法にいう「災害」には、放射性物質の大量の放出により生ずる被害である原子力災害が含まれている（同法2条1号、同法施行令1条）。

##### **(イ) 原子力災害対策特別措置法の定め**

原子力災害対策特別措置法は、原子力災害の特殊性に鑑み、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国

民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする法律である（原子力災害対策特別措置法 1 条）。

同法において、「原子力災害」とは、原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいい（同法 2 条 1 号）、「原子力緊急事態」とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいうものとされている（同条 2 号）。

#### イ 国及び地方公共団体の責務

##### (ア) 国の責務

国は、原子力災害対策特別措置法又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法 3 条 1 項の責務<sup>\*7</sup>を遂行しなければならないとされている（原子力災害対策特別措置法 4 条 1 項）。

また、内閣府に設置される中央防災会議は、防災に関する総合的かつ長期的な計画や防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項等を定める防災基本計画を作成することとされている（災害対策基本法 11 条、34 条及び 35 条）。そして、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が、防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共

---

\*7 災害対策基本法 3 条 1 項は、国は、同法 2 条の基本理念にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する旨規定している。

機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下、これらを併せて「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針を定めることとされ（原子力災害対策特別措置法6条の2）、同指針として、原子力災害対策指針が定められている。

さらに、内閣府は、原子力防災会議<sup>\*8</sup>の決定<sup>\*9</sup>に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、原子力規制庁を含む関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会（以下「協議会」という。）を設置している。そして、内閣府を始めとする関係府省庁は、協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援を行っている（乙第88号証251、254ページ）。これに伴い、内閣府は、地域の防災拠点となる施設や緊急時に必要となる資機材の整備等について、地方

---

\*8 緊急時に備えて、平時から政府全体で原子力防災対策を推進するために内閣に設置された組織であり、内閣総理大臣を始め全閣僚や原子力規制委員会委員長によって構成されている（原子力基本法3条の3ないし3条の5）。

\*9 原子力防災会議は、平成25年9月3日、地域防災計画については、内容の具体性や実効性が重要であることに鑑み、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」として、政府を挙げて地域防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室を中心に、①原子力発電所の所在する地域ごとに、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援すること、②原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する取組を行うことを決定した（乙第89号証）。

公共団体等に対し、交付金等での財政支援も実施している（乙第90号証）。

そして、内閣府を始めとする関係府省庁、地方公共団体等は、協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとされ、また、内閣府は、協議会における確認結果を原子力防災会議に報告し、同会議の了承を得ることとされている（乙第88号証254ページ）。

#### (イ) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、原子力災害対策特別措置法又は関係法律の規定に基づき、緊急事態応急対策などの実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法4条1項及び5条1項の責務<sup>\*10</sup>を遂行しなければならないとされている（原子力災害対策特別措置法5条）。

そして、都道府県に設置される都道府県防災会議は、原子力災害についても、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく都道府県地域防災計画を作成することとされており（原子力災害対策特別措置法28条、

---

\*10 災害対策基本法4条1項は、都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するなどの責務を有する旨規定し、同法5条1項は、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する旨規定している。

災害対策基本法 14条、40条)、この地域防災計画として、PAZ<sup>\*11</sup>及びUPZ<sup>\*12</sup>内の住民の避難の基本フレームとなる広域避難計画の作成等を行っている(PAZ及びUPZについては下図1、作成される計画における住民に対する放射線防護のイメージについては下図2参照)。

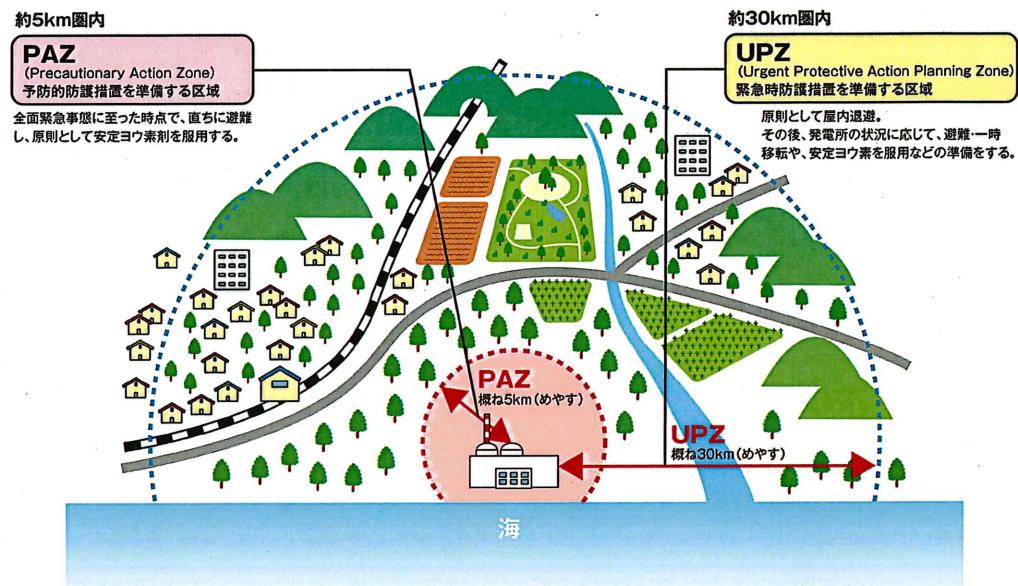
---

\*11 PAZとは、Precautionary Action Zone(予防的防護措置を準備する区域)の略である。

予防的防護措置を準備する区域とは、急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影响(一定の放射線量以上でなければ医学的に検知できないとされている影響)等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域であり、発電用原子炉では、施設からおおむね半径5kmの区域をいう。(以上につき、乙第87号証71ページ脚注1参照)

\*12 UPZとは、Urgent Protective Action Planning Zone(緊急時防護措置を準備する区域)の略である。国際基準等に従って、確率的影响(放射線の量に比例して発生する確率が高くなると考えられている影響)のリスクを最小限に抑えるため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル(OIL:Operational Intervention Level)、緊急時活動レベル(EAL:Emergency Action Level)に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域であり、発電用原子炉施設では、施設からおおむね半径30kmの区域をいう。(以上につき、乙第87号証71ページ脚注2参照)

## 原子力災害時の対策区域の拡大



5-8-3

原子力・エネルギー図面集

(図 1) (出典：日本原子力文化財団ホームページ、

原子力・エネルギー図面集第5章5-8-3)

## 住民に対する放射線防護のイメージ

事態の進展	PAZ (~5km)	UPZ (5~30km)	30km~
事業者が施設の状況に応じて、緊急事態区分を国・地方公共団体へ通報	●避難については、国の指示・要請により、地方公共団体が準備および実施 ●安定ヨウ素剤については、国または地方公共団体が服用準備および服用を指示		
警戒事態 (EAL1) (例) 大津波、震度6弱の地震など	●避難行動要支援者（傷病者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など）の避難準備		●避難行動要支援者の避難準備への協力
施設敷地緊急事態 (EAL2) (例) 全次元電源の喪失が30分以上続くなど	●避難行動要支援者の避難実施 ●避難準備 ●安定ヨウ素剤の服用準備	●屋内避難準備  国・地方公共団体・事業者が緊急時モニタリングを開始	●避難行動要支援者の受け入れ ●避難準備への協力  国・地方公共団体が緊急時モニタリングを開始
全面緊急事態 (EAL3) (例) 全次元電源の喪失が1時間以上続くなど 放射性物質の放出なし	●安定ヨウ素剤の服用  国の指示により、PAZ外へ住民の避難実施	●屋内避難実施 ●安定ヨウ素剤の服用準備 ●避難などの準備	●避難の受け入れ ●避難などへの協力 ●安定ヨウ素剤の服用準備
施設外への放射性物質放出		緊急時モニタリング結果を踏まえ、国は空間線量率などを基準に避難などの防護措置を実施  OIL 1 空間線量500マイクロシーベルト毎時 → 避難  OIL 2 空間線量20マイクロシーベルト毎時 → 一時移転 → 地域生産物の採取を制限  OIL 6など 飲料水の放射性ヨウ素300ベクレル/kgなど → 飲食物のスクリーニング・採取制限	OIL 4 体表面でベータ線40000cpm (1か月後、13000cpmに切り替え)  汚染検査  OIL 4 体表面除染

\*OIL：放射性物質が放出された場合、モニタリングなどの結果に応じて住民の防護措置の実施を判断する基準  
\*次の呼称の場合もあります。EAL1 (AL: Alert)、EAL2 (SE: Site area Emergency)、EAL3 (GE: General Emergency)

5-8-4

出典：原子力規制委員会、電気事業連合会資料より作成

原子力・エネルギー図面集

(図 2) (出典：前同図面集第5章5-8-4)

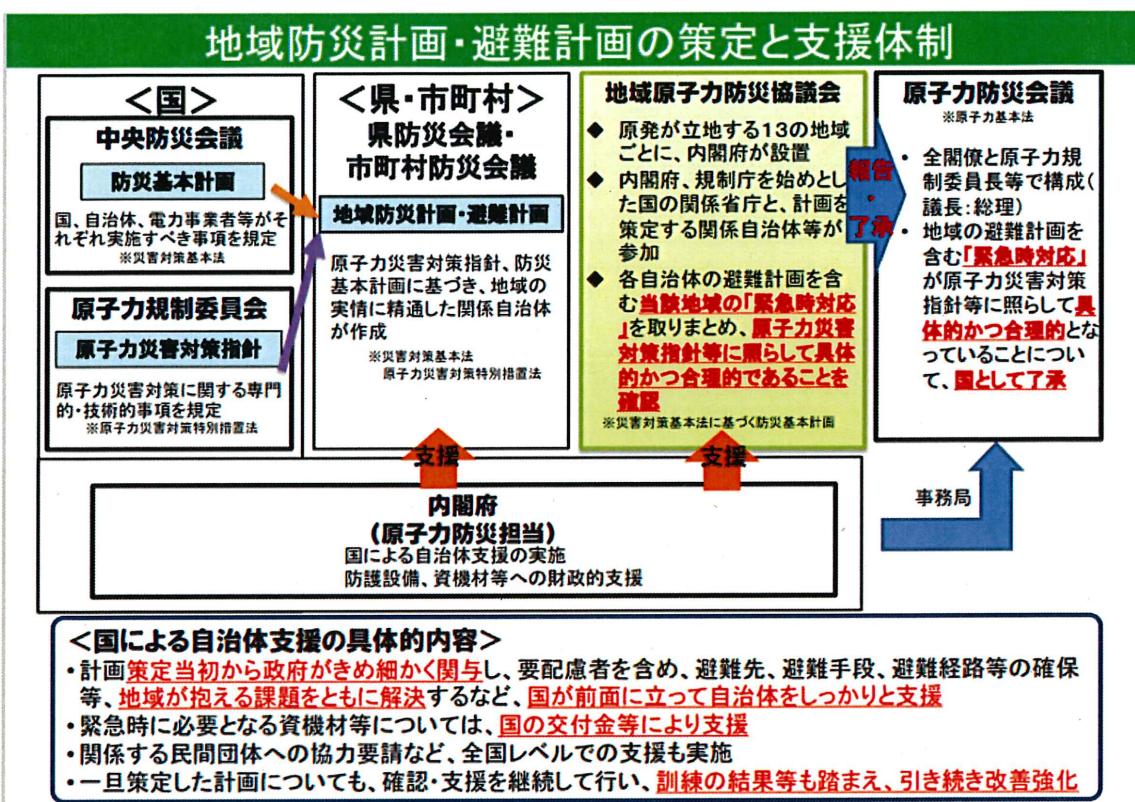
また、市町村に設置される市町村防災会議（市町村防災会議が設置されない場合は市町村長）は、原子力災害についても、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく市町村地域防災計画を作成することとされており（原子力災害対策特別措置法28条、災害対策基本法16条及び42条）、この地域防災計画として、広域避難計画にのっとったP A Z及びU P Zの設定に基づく避難計画の作成等を行っている（乙第87号証71及び72ページ）。

#### (ウ) 避難計画等の改善・強化の取組

避難計画等は、一度策定したら終わりではなく、防災訓練の実施による実効性の検証等を通じ、更なる改善・強化に継続的に取り組むことが重要である。そのため、地方公共団体が実施する防災訓練<sup>\*13</sup>についても、訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について前記(ア)の協議会において検討を行うほか、国が防災訓練に参加するなどの支援を行っている。これらの訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等については、協議会において検討、共有がされ、地域防災計画等の改善・強化につなげられる仕組みとなっている（下図3参照。乙第87号証76ページ、乙第88号証254ページ）。

---

\*13 地方公共団体の長等は、災害対策基本法48条1項に基づき、防災訓練を実施する義務を負う。



(図3) (出典: 内閣府ホームページ)

## ウ 原子力事業者の責務

原子炉等規制法43条の3の5第1項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可を受けた原子力事業者（原子力災害対策特別措置法2条3号ハ）は、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有するとされている（同法3条）。

そして、原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画の作成等をしな

ければならないとされている（原子力災害対策特別措置法7条1項）。

この原子力事業者に係る義務については、立法過程で原子炉等規制法の体系に位置づけることも検討されたが、地方公共団体が防災に関して基本的な責務を有していることや、緊急時における原子力事業者と地方公共団体との連携といった観点に鑑み、原子力災害対策特別措置法において、災害対策基本法に係る特別の措置と併せて規定されたものである。

そして、原子力災害対策特別措置法7条1項の義務を実効化するため、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者が同項の規定に違反していると認めるとき、又は、原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認めるときは、原子力事業者に対し、同計画の作成又は修正を命ずることができ（同条4項）、仮に、原子力事業者である発電用原子炉設置者が、これに違反した場合、原子力規制委員会は、設置許可の取消し又は1年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができるとされている（改正原子炉等規制法43条の3の20第2項22号）。

第3 大飯発電所3号機及び4号機については、福島第一発電所事故を踏まえて強化された新規制基準への適合性が確認されており、災害の防止上十分であることが確認されているのであるから、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招くような重大事故等が発生する具体的危険性があるとはいえず、原告らが主張するような大飯発電所の原子力防災対策の合理性について検討するまでもなく、原告らの本件国家賠償請求には理由がないこと等

## 1 はじめに

前記第1の1で述べたとおり、原告らが主張する被侵害利益は、大飯発電所の存在や運転によって大飯発電所の放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化することへの恐怖感、不安感を抱かずに生活を送る権利ないし利益と解される

が、原告らが恐怖感、不安感を抱くような国の行為があったとして、これが法律上保護された利益に対する侵害行為として評価されるためには、少なくとも、原告らの生命、身体、健康に対する具体的な危険が生じていることが必要である。

この点、前記第2の2で述べたとおり、我が国の法制度上、原子力発電所の安全規制については、深層防護の考え方方が適用されており、具体的には、第1から第4までの防護階層に係る事項は、改正原子炉等規制法等に基づく原子力事業者等に対する規制により担保され、第5の防護階層に係る事項は、主に、国、地方公共団体及び原子力事業者等が災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく責務を果たすことにより担保することとされている。そして、前記第2の1で述べたとおり、深層防護とは、防護策を多段階で配置し、各防護レベルが適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を発揮することとする考え方に基づいているところ、第5の防護階層に位置づけられる原子力災害対策は、第1から第4の防護階層までの全てが奏功しない場合に初めて現実的に問題となるものである。

そうすると、そもそも、深層防護の考え方における第1から第4までの防護階層に相当する事項の有効性が確認されている場合、第5の防護階層である原子力防災対策に対する避難計画等に係る事情のみをもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性を肯定する余地はないというべきである（後記2）。

そして、大飯発電所3号機及び4号機は、福島第一発電所事故の教訓を踏まえて、第1から第4までの防護階層に相当する事項につき、海外の知見も参考にしつつ、各専門分野の学識経験者等の専門技術的見地に基づく意見等を集約して策定された新規制基準への適合性が確認されており、災害の防止上十分であることが確認されているのであるから、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招くような重大事故等が発生する具体的な危険性があるとはいえない。

したがって、原告らが主張するような大飯発電所の原子力防災対策の合理性について検討するまでもなく、原告らの本件国家賠償請求には理由がない。（以上につき、後記3）

また、大飯地域の緊急時対応については、具体的かつ合理的に策定されていることが確認されており、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性が基礎づけられるものではない（後記4）。

以下、詳述する。

2 深層防護の考え方における第1から第4までの防護階層に相当する事項、すなわち、大飯発電所3号機及び4号機の新規制基準への適合性が確認されている場合、第5の防護階層である原子力防災対策に対する避難計画等に係る事情のみをもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性を肯定する余地はないこと

(1) 前記第2の1(2)イで述べたとおり、原告らが問題視する原子力発電所の周辺住民の避難計画に関する事項等は、深層防護の考え方における第5の防護階層に位置づけられるところ、第5の防護階層が「事故に起因して発生する放射性物質の放出による放射線の影響を緩和すること」を目的とするものであることからも明らかにとおり、第5の防護階層に相当する原子力防災対策は、それより前の防護階層である第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生するに至った場面において初めて現実的に問題となる対策である。

(2) 前記第1の1で述べたとおり、原告らの主張する規制権限の不行使について国賠法1条1項の違法が認められるためには、原告らの生命、身体、健康に対する抽象的・潜在的な危険が存するというだけでは足りず、被告国の行為によって、これらに対する具体的な危険が生じていることが必要となるところ、本件においてこのような具体的な危険が生じているといえるためには、その前提として、少なくとも、大飯発電所の具体的危険性、具体的には、深

層防護の考え方における第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する具体的危険性が認められることが必要というべきである。そして、前記のとおり、第5の防護階層に相当する原子力防災対策が、第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、重大事故等が発生するに至った場面において初めて現実的に問題となる対策であることからすれば、第1から第4までの防護階層に相当する事項、すなわち、大飯発電所3号機及び4号機の新規制基準への適合性が確認されている場合、第5の防護階層である原子力防災対策に対する避難計画等に係る事情のみをもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性を肯定する余地はないというべきである。

(3) これに対し、原告らは、「深層防護における「前段否定・後段否定」の概念は、…原発事故が発生した場合の重大性に鑑み、各階層で最善を尽くして完璧に近い防護対策がなされているところに、あえて防護対策が破られると仮定し、防護対策を講じるべきであるという方法論である。つまり、仮に「前段」の安全対策が全て全うされていたとしても、想定を超える事態が発生しうることを当然の前提として「後段」の安全対策を求め、第1層～第5層までの全ての安全対策が完備されない限り、原子炉施設の運転は認めないとするものである」と主張する（原告ら第95準備書面3ページ）。かかる主張は、深層防護における「前段否定・後段否定」の考え方を前提とすれば、深層防護の第5の防護階層に相当する原子力防災対策に不備があるといえる場合には、直ちに、原告らの生命、身体、健康に対する具体的な危険性が認められる旨の主張と思われる。

確かに、前記第2の1で述べたとおり、深層防護の考え方は、前段の防護が奏功せず、後段の防護には期待できないという「前段否定・後段否定」の考え方をその基礎に置くものではある。

しかし、「前段否定・後段否定」の考え方は、飽くまでも予防的な観点か

ら、あえて各々を独立した対策と捉え、前段の防護が奏功せず、後段の防護には期待できないという前提を置くことにより各防護階層の段階でそれぞれ充実した十分な対策が講じられることを担保することを求めるというものであり、いわば、安全に対する脅威から人を守ることを目的として幾つかの障壁（防護階層）を設ける際に、各防護レベルの相互の関連性を否定することにより（例えば、ある障壁と他の障壁を合わせて初めて防護効果が生じるような設計や、ある障壁の防護効果が他の障壁の有効性に左右されるような設計を否定することにより）、それらが独立的に効果を発揮するための考え方にはすぎない。前記1で述べたとおり、実際には、第5の防護階層に相当する原子力防災対策に係る避難計画等は、第1ないし第4の防護階層である新規制基準に基づく安全規制が奏功せず、重大事故等が発生するに至った場面において初めて現実的に問題となる対策であるといえ、第5の防護階層に相当する原子力防災対策に不備があれば直ちに原告らの生命、身体、健康に対する具体的な危険が生じることを意味するものでないことは明らかである。既に繰り返し述べたとおり、被告国の行為に関して国賠法1条1項の違法が認められるためには、大飯発電所に原告らの生命、身体、健康に対する抽象的・潜在的な危険が存するというだけでは足りず、被告国の行為によって、これらに対する具体的な危険が生じていることが必要となるところ、本件においてこのような具体的な危険が生じているといえるためには、その前提として、少なくとも、大飯発電所の具体的危険性、具体的には、深層防護の考え方における第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する具体的危険性が認められることが必要といるべきである。このような具体的危険性の有無の判断においては、正に、大飯発電所に原告らの生命、身体、健康に対する具体的な危険が生じているか否かが問題とされているのであるから、第1から第4までの防護階層の存在を無視して、無条件に放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する

との前提を置いた上で、前記具体的危険性の有無を判断するというのはおよそ採り得ない考え方というべきである。

したがって、原告らの前記主張には理由がない。

以上の点に関しては、人格権に基づく原子力発電所の運転の差止請求の当否が問題となった事案に係るものではあるが、被告関西電力が令和4年2月22日付け準備書面(31)（10及び11ページ）において引用する名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決（判例時報2413・2414合併号71ページ）及び大阪地方裁判所令和3年3月17日決定（裁判所ウェブサイト掲載）のほか、広島高等裁判所令和3年3月18日決定（判例時報2523号9ページ）も、「債権者らの主張する「深層防護」の考え方が、原子力発電所を運用していく上で重要であることは否定できないものの、

(中略) 本件は、人格権に基づく妨害予防請求としての本件原子炉の運転差止めを求めるものであり、その運転により債権者らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険があるといえなければ、本件原子炉の運転差止めを命じるという法的判断はできないというべきである。そうすると、債権者らの指摘する避難計画等の不備により上記具体的危険があるといえるためには、これらの点に加えて、そもそも本件原子炉が債権者らのいう「過酷事故」を発生させる具体的危険があることが疎明されなければならない。」と説示しているところである。

3 大飯発電所3号機及び4号機は、福島第一発電所事故を踏まえて強化された新規制基準への適合性が確認されており、災害の防止上十分であることが確認されているのであるから、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招く重大事故等を起こす具体的危険性があるとはいはず、原告らの本件国家賠償請求には理由がないこと

#### (1) 福島第一発電所事故を踏まえた規制の強化等

被告国第2準備書面第3の2(2)（11ないし17ページ）において述べ

たとおり、設置許可基準規則等は、福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、海外の知見も参考にしつつ、各専門分野の学識経験者等の専門技術的見地に基づく意見等を集約して策定されたものであって、現在の科学技術水準を踏まえた十分な合理性を有するものである。

これを、深層防護の考え方及び福島第一発電所事故の教訓を踏まえた規制の強化という観点からふえんして述べれば、次のとおりである。

ア まず、深層防護における第1から第3までの防護階層に相当する通常運転時の対策や事故の防止対策については、新規制基準策定前からの要求事項であったが、新規制基準によってその規制が強化された（設置許可基準規則第2章（設計基準対象施設））。具体的には、大規模な自然災害への対応強化について、地震に対する規制として、原子力発電所の敷地の地下構造により地震動が増幅される場合があることを踏まえ、敷地の地下構造を三次元的に把握することを要求し（設置許可基準規則4条3項、設置許可基準規則の解釈別記2の5四（乙第52号証136ページ））、津波に対する規制として、既往最大を上回るレベルの津波を基準津波として策定し、基準津波への対応として防潮堤等の津波防護施設等の設置を要求することとした（設置許可基準規則5条、設置許可基準規則の解釈別記3の2、同3の3-①（同号証140ないし142ページ））。また、火山、竜巻、森林火災に対する規制として、外部からの衝撃による安全機能の喪失を防止する観点から、火山・竜巻・森林火災について、想定を大幅に引き上げた上で防護対策を要求することとした（設置許可基準規則6条、設置許可基準規則の解釈6条（同号証13ないし15ページ））。

イ また、深層防護における第4の防護階層に相当する重大事故等対策について、新規制基準策定前は、原子力安全委員会が平成4年5月に決定した「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」（乙第91号証）において、原子炉設

置者による自主的な取組として奨励されるにとどまっていた。しかし、福島第一発電所事故を受け、政府は、平成23年6月、「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書」を作成し、アクシデントマネジメント対策を原子炉設置者による自主的な取組としていたことを改め、アクシデントマネジメント対策を法規制上の要求にするとともに、設計要求事項の見直しを行うことなど、シビアアクシデント<sup>\*14</sup>対策に関する教訓を取りまとめた（乙第92号証XII-4ページ）。

そして、平成24年6月27日に改正された原子炉等規制法が、重大事故等対策を新たに規制対象としたことを受けて、原子炉施設等基準検討チームは、福島第一発電所事故の教訓及び海外における規制等を勘案し、仮に、事故防止対策を講じたにもかかわらず複数の安全機能の喪失などの事象が万一発生したとしても、炉心損傷に至らないための対策として、重大事故の発生防止対策、更に重大事故が発生した場合の拡大防止対策など、重大事故等対策に関する設備に係る要求事項及び重大事故等対策の有効性評価の考え方等について検討した（乙第87号証51ページ）。これらの検討を経て策定された設置許可基準規則は、第3章（重大事故等対処施設）において、重大事故等の発生や拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないとし（設置許可基準規則37条）、重大事故等対策に係る重大事故等対処施設と重大事故等対処設備について、その基本設計ないし基本的設計方針に係る事項の妥当性を要求することとした（同38条ないし62条）。このように、深層防護における第4の防護階層に相当す

---

\*14 シビアアクシデントとは、設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。

る重大事故等対策については、新規制基準策定前は法規制上の要求とされていなかったが、新規制基準において新設され、法規制上の要求事項となつた。

ウ 以上のとおり、新規制基準においては、福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、新規制基準策定前からの要求事項であった深層防護における第1から第3までの防護階層に相当する事項について、その強化が図られるとともに（設置許可基準規則第2章（設計基準対象施設））、深層防護における第4の防護階層に相当する事項について、これが法規制上の要求として新設されている（設置許可基準規則第3章（重大事故等対処施設））。このように、新規制基準においては、深層防護の第1から第3までの防護階層に相当する、設計基準事故を超えて重大事故に至ることを防止し、発電所を安全な状態に戻すための要求事項自体が強化された上、万が一重大事故等が発生した場合であっても、深層防護の第4の防護階層に相当する炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損の防止のための対策を講じることが要求されたことから、敷地外への放射性物質の放出を回避又は最小化できることが法規制上担保されているものということができる。

(2) 大飯発電所3号機及び4号機については、新規制基準への適合性が確認されていること

被告国第2準備書面第3の2(1)ア(10及び11ページ)において述べたとおり、被告関西電力は、平成25年7月8日、改正原子炉等規制法43条の3の8第1項に基づき、原子力規制委員会に対し、大飯発電所3号機及び4号機の設置変更許可を申請し、これに対し、原子力規制委員会は、同法43条の3の6第1項4号の規定に関する審査において、新規制基準である設置許可基準規則及び設置許可基準規則の解釈への適合性を審査し、大飯発電所3号機及び4号機が、同法43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると判断し、平成29年5月24日、同法43条の3の8第1項に基

づき、両機の設置変更を許可した（乙第49号証、同第50号証）。そして、これまで述べてきたとおり、原子力規制委員会による前記設置変更許可に係る審査及び判断の過程は合理的であり、大飯発電所3号機及び4号機の位置、構造及び設備は災害の防止上支障がないものである（乙第49号証、乙第50号証、被告国第2準備書面第3の2(3)ないし(5)（17ないし40ページ）参照）。

また、前記設置変更許可に当たっては、被告関西電力に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号）も確認されている（乙第49号証、乙第50号証）。

さらに、被告関西電力は、大飯発電所3号機及び4号機について、平成29年8月25日、改正原子炉等規制法43条の3の9第1項及び第2項に基づく工事計画変更認可を（丙第183号証の1、丙第183号証の2、乙第93号証、乙第94号証）、同年9月1日、同法43条の3の24第1項に基づく保安規定変更認可を（乙第95号証、乙第96号証）それぞれ受け、加えて、平成30年4月10日、同法43条の3の11に基づく使用前検査に合格している（乙第97号証）。

以上のように、大飯発電所3号機及び4号機については、新規制基準への適合性が確認されている。

### (3) 小括

以上のとおり、大飯発電所3号機及び4号機は、福島第一発電所事故の教訓を踏まえて強化された新規制基準への適合性が確認されており、災害の防止上十分であることが確認されていることから、大飯発電所について、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招くような重大事故等に至る具体的危険性があるとはいえない。したがって、前記2で述べたところによれば、原告らが主張する避難計画の有効性や避難の実効性等といった大飯発電所にお

ける原子力防災対策に係る事情のみをもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性を肯定する余地はないのであって、原告らの本件国家賠償請求に理由がないことは明らかである。

なお、大飯発電所の具体的危険性を指摘する原告らの主張にいずれも理由がないことは、被告国第2準備書面第3の2（10ないし51ページ）、同第3準備書面第2の3（9ないし15ページ）及び同第4準備書面第3（10ないし26ページ）において主張したとおりであるが、これらに加え、各種の安全対策により、大飯発電所3号機及び4号機における安全性が十分に確保されており、大飯発電所において重大事故等が発生し、放射性物質の異常放出等が生じる具体的危険性がないことについては、被告関西電力の平成29年7月14日付け準備書面(12)第5章（47ないし91ページ）における主張を援用する。

4 大飯地域<sup>\*15</sup>の緊急時対応は、具体的かつ合理的に策定されていることが確認されているから、原告らが主張する避難計画の有効性や避難の実効性等といった大飯発電所における原子力防災対策に係る事情をもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的な危険性が基礎づけられるものではないこと

(1) 大飯地域の緊急時対応は、具体的かつ合理的に策定されていることが確認されていること

前記第2の2(3)イにおいて述べたとおり、内閣府は、原子力発電所の所在する地域ごとに協議会を設置し、また、内閣府を始めとする関係府省庁、

---

\*15 「大飯地域」とは、具体的には以下の地方公共団体のことを指す。

福井県：おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町

京都府：舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市

滋賀県：高島市

地域公共団体等は、協議会において、避難計画を含む緊急時対応が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとされ、さらに、内閣府は、協議会における確認結果を原子力防災会議に報告し、同会議の了承を得ることとされている。

これを受け、内閣府は、大飯発電所について、同発電所の所在する地域の協議会として、福井エリア地域原子力防災協議会を設置している。福井エリア地域原子力防災協議会作業部会の下に設置された大飯地域分科会は、平成28年1月から平成29年9月までの間、合計14回の議事を開催し、原子力災害が発生した際の緊急時における対応についての検討を実施し、「大飯地域の緊急時対応」を取りまとめた（乙第98号証）。そして、「大飯地域の緊急時対応」は、平成29年10月25日に開催された第3回福井エリア地域原子力防災協議会において、同日時点において関係機関・関係者の対応が具体的であるとともに、原子力災害対策指針に照らし、具体的かつ合理的であることが確認され（乙第99号証）、さらに、福井エリア地域原子力防災協議会における前記確認結果は、平成29年10月27日に開催された平成29年度第9回原子力防災会議において報告され、同会議の了承を得ている（丙第284号証）。

加えて、前記第2の2(3)イ(ウ)において述べたとおり、避難計画等は、一度策定したら終わりではなく、防災訓練の実施による実効性の検証等を通じ、更なる改善・強化に継続的に取り組むことが重要であるところ、前記第3回福井エリア地域原子力防災協議会においても、同協議会が確認した内容に基づき、国・関係自治体等が連携し、今後、訓練を通じてその結果を検証し、避難計画等の不断の改善につなげていく出発点とすることが確認されている（乙第99号証）。そして、これを受け、国、地方公共団体、原子力事業者等は、平成30年8月、「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証等を目的とした原子力総合防災訓練を実施し

(丙第286号証)、その結果を、「平成30年度原子力総合防災訓練実施成果報告書」に取りまとめた(丙第392号証)。これを受け、「大飯地域の緊急時対応」は、前記訓練の実施結果を踏まえた改定がされているところ、同改定後の「大飯地域の緊急時対応」については、第4回福井エリア地域原子力防災協議会において、前記訓練の教訓事項等を踏まえ、また、感染症等の流行下における各種防護措置の具体化が図られており、より一層の具体化、充実化が図られていること、原子力災害対策指針に照らし、具体的かつ合理的な内容となっていることが確認されている(丙第393号証)。

## (2) 小括

以上のことより、大飯地域の緊急時対応は、具体的かつ合理的に策定されていることが確認されている上、防災訓練の実施による実効性の検証等を通じ、更なる改善・強化が継続的に取り組まれているのであるから、原告らが主張する大飯発電所における原子力防災対策に係る事情をもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性が基礎づけられるものではない。

## 第4 結語

以上によれば、原告らが主張する避難計画の有効性や避難の実効性等といった大飯発電所の原子力防災対策に係る事情をもって、原告らが原告ら第82準備書面で主張する、大飯発電所3号機及び4号機について「是正命令」や「停止命令」、「設置許可取消」等の規制権限を行使しなかったことに関して、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性があるとは認められず、国賠法1条1項の違法が認められる余地はないから、原告らの本件国家賠償請求には理由がない。

以上